

健康保険証（資格確認書）の回収・返却は速やかに

事業主（事務ご担当者）様へのお願い

退職された従業員・被扶養者の方の健康保険証（資格確認書）は、「被保険者資格喪失届」等に添付のうえ、日本年金機構へご返却ください。

電子申請の場合は、手続き後、電子申請の到達番号が分かる画面を印刷のうえ、速やかに健康保険証（資格確認書）を送付してください。



退職時期により健康保険証返却に関する事務が異なります。

退職等の時期	提出物	提出先
令和7年12月1日まで	「被保険者資格喪失届」「健康保険証」「資格確認書」等	日本年金機構大阪 広域事務センターへ ご提出ください。※2
令和7年12月2日以降	「被保険者資格喪失届」「資格確認書」※1 等	

※1 令和7年12月2日以降の退職の場合、健康保険証については自己破棄も可能です。
ただし、資格確認書は有効期限内に退職した場合は回収が必要です。

※2 健康保険証（資格確認書）が回収できない場合は、「被保険者証（または資格確認書）回収不能届」の提出が必要になります。

従業員の退職による
資格喪失手続きについて、
詳しくはこちら！



日本年金機構HP

従業員（被保険者）様へのお願い

☑ 現在お使いの健康保険証（資格確認書）は**退職時に事業主様へ必ずご返却ください**。

ご家族の健康保険証（資格確認書）や、高齢受給者証、限度額適用認定証も併せて事業主様へご返却ください。

☑ 在職時の健康保険証（資格確認書）が使用できるのは**退職日まで**です。

退職日の翌日から使用できません。ご家族が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から健康保険証（資格確認書）は使用できません。

※ 誤って健康保険証（資格確認書）を使用してしまうと、協会けんぽが負担した医療費（医療費の7～8割）を返納いただくことになりますので、ご注意ください。



健康保険証（資格確認書）の正しい使用と資格喪失後の速やかな返却にご理解・ご協力をお願いします。



